

奈良県文化財保護条例施行規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十五号

奈良県文化財保護条例施行規則

目次

第一章 総則（第一条）	
第二章 県指定有形文化財（第二条―第八条）	
第三章 県指定無形文化財（第九条―第十二条）	
第四章 県指定民俗文化財（第十三条―第十六条）	
第五章 県指定史跡名勝天然記念物（第十七条―第二十二条）	
第六章 県選定保存技術（第二十三条―第二十六条）	
第七章 雑則（第二十七条・第二十八条）	
附則	

第一章 総則

第一条 この規則は、奈良県文化財保護条例（昭和五十二年三月奈良県条例第二十六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 県指定有形文化財

（指定の申出）

第二条 条例第四条第一項の規定による県指定有形文化財の指定を受けようとする者は、知事に申し出ることができる。

（所在の場所の変更の届出を要しない場合等）

第三条 条例第十二条ただし書の規則で定める届出を要しない場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 条例第十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて行う管理又は修理のために所在の場所を変更しようとする場合
- 二 条例第十六条第一項の規定による勧告を受けて行う措置又は同条第二項の規定による勧告を受けて行う修理のために所在の場所を変更しようとする場合
- 三 条例第十八条第一項の規定による許可を受けて行う現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）のために所在の場所を変更しようとする

場合

四 条例第十九条第一項の規定による届出をして行う修理のために所在の場所を変更しようとする場合

五 条例第二十条第一項の規定による勧告を受けて行う出品又は同条第二項の規定による勧告を受けて行う公開のために所在の場所を変更しようとする場合

2 条例第十二条ただし書の規則で定める所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる場合は、火災、震災等の災害に際し所在の場所を変更する場合その他緊急やむを得ない事由により所在の場所を変更する場合とする。

(現状変更等の終了の届出)

第四条 条例第十八条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、速やかに、知事に届け出なければならない。

(維持の措置の範囲)

第五条 条例第十八条第二項の維持の措置の範囲は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 県指定有形文化財が毀損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定有形文化財をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するものであること。

二 県指定有形文化財が毀損している場合において、当該毀損の拡大を防止するため応急の措置をとるものであること。

(修理の終了の届出)

第六条 条例第十九条第一項の規定による届出を行った者は、当該届出に係る修理が終了したときは、速やかに、知事に届け出なければならない。

(修理の届出を要しない場合)

第七条 条例第十九条第一項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 条例第十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて修理を行う場合

二 条例第十六条第二項の規定による勧告を受けて修理を行う場合

三 条例第十八条第一項の規定による許可を受けて修理を行う場合

(県指定有形文化財に関する書類の様式)

第八条 県指定有形文化財について、条例又はこの規則に定める次の表の上欄に掲げる届出等は、それぞれ同表の下欄に掲げる書類によるものとする。

<p>一 条例第四条第六項の規定により交付する指定書</p>	<p>奈良県文化財指定書（第一号様式）</p>
<p>二 条例第六条第三項の規定による管理責任者の選任又は解任の届出</p>	<p>管理責任者選任（解任）届（第二号様式）</p>
<p>三 条例第七条第一項の規定による所有者の変更の届出</p>	<p>所有者変更届（第三号様式）</p>
<p>四 条例第七条第二項の規定による所有者又は管理責任者の氏名等の変更の届出</p>	<p>所有者（管理責任者）氏名等変更届（第四号様式）</p>
<p>五 条例第十一条の規定による滅失、毀損等の届出</p>	<p>滅失・毀損等届（第五号様式）</p>
<p>六 条例第十二条の規定による所在の場所の変更の届出</p>	<p>所在場所変更届（第六号様式）</p>
<p>七 条例第十八条第一項の規定による現状変更等の許可の申請</p>	<p>現状変更等許可申請書（第七号様式）</p>
<p>八 条例第十九条第一項の規定による修理の届出</p>	<p>修理（復旧）届（第八号様式）</p>
<p>九 条例第二十三条第二項に規定する身分を証明する証票</p>	<p>身分証明書（第九号様式）</p>
<p>十 第二条の規定による県指定有形文化財の指定の申出</p>	<p>県指定有形文化財指定申出書（第十号様式）</p>

十一 第四条の規定による現状変更等の終了の届出	現状変更等終了届（第十一号様式）
十二 第六条の規定による修理の終了の届出	修理（復旧）終了届（第十二号様式）

第三章 県指定無形文化財

（指定の申出）

第九条 条例第二十五条第一項の規定による県指定無形文化財の指定を受けようとする者は、知事に申し出ることができる。

（認定書の交付等）

第十条 条例第二十五条第二項又は第五項の規定により保持者又は保持団体を認定したときは、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体に認定書を交付するものとする。

2 県指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者であった者は、条例第二十六条第四項又は第六項の規定による通知を受けたときは、速やかに、前項の認定書を知事に返付しなければならない。

（保持者に関し届出を要する場合）

第十一条 条例第二十七条の規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 保持者が芸名、雅号等を変更したこと。
- 二 保持者について、その保持する県指定無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたこと。

（県指定無形文化財に関する書類の様式）

第十二条 県指定無形文化財について、条例又はこの規則に定める次の表の上欄に掲げる届出等は、それぞれ同表の下欄に掲げる書類によるものとする。

一 条例第二十七条の規定による保持者の氏名等の変更の届出	保持者氏名変更等届（第十三号様式）
二 条例第二十七条の規定による保持団体の	保持団体（保存団体）名称等変

名称等の変更の届出	更届（第十四号様式）
三 第九条の規定による県指定無形文化財の指定の申出	県指定無形文化財指定申出書（第十五号様式）
四 第十条第一項の規定により交付する認定書	認定書（第十六号様式）

第四章 県指定民俗文化財

（指定の申出）

第十三条 条例第三十一条第一項の規定による県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財の指定を受けようとする者は、知事に申し出ることができる。

（現状変更等の届出を要しない場合）

第十四条 条例第三十三条第一項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 県指定有形民俗文化財が毀損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定有形民俗文化財をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の届出を行ったものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 県指定有形民俗文化財が毀損している場合において、当該毀損の拡大を防止するため応急の措置をとるとき。
- 三 条例第三十四条において準用する条例第十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて行う管理又は修理のために現状変更等を行う場合
- 四 条例第三十四条において準用する条例第十六条第一項の規定による勧告を受けて行う措置又は条例第三十四条において準用する条例第十六条第二項の規定による勧告を受けて行う修理のために現状変更等を行う場合
- 五 非常災害のために必要な応急措置をとる場合
- 六 県指定有形民俗文化財の保存に影響を及ぼす行為をする場合において、その影響が軽微であるとき。

（所在の場所の変更の届出を要しない場合等）

第十五条 条例第三十四条において準用する条例第十二条ただし書の規則で定める届出

を要しない場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 条例第三十三条第一項の規定による届出をして行う現状変更等のために所在の場所を変更しようとする場合
 - 二 条例第三十四条において準用する条例第十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて行う管理又は修理のために所在の場所を変更しようとする場合
 - 三 条例第三十四条において準用する条例第十六条第一項の規定による勧告を受けて行う措置又は条例第三十四条において準用する条例第十六条第二項の規定による勧告を受けて行う修理のために所在の場所を変更しようとする場合
 - 四 条例第三十四条において準用する条例第二十条第一項の規定による勧告を受けて行う出品又は条例第三十四条において準用する条例第二十条第二項の規定による勧告を受けて行う公開のために所在の場所を変更しようとする場合
- 2 条例第三十四条において準用する条例第十二条ただし書の規則で定める所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる場合は、火災、震災等の災害に際し所在の場所を変更する場合その他緊急やむを得ない事由により所在の場所を変更する場合とする。

(県指定有形民俗文化財及び県指定無形民俗文化財に関する書類の様式)

第十六条 県指定有形民俗文化財及び県指定無形民俗文化財について、条例又はこの規則に定める次の表の上欄に掲げる届出等は、それぞれ同表の下欄に掲げる書類によるものとする。

一 条例第三十一条第二項において準用する条例第四条第六項の規定により交付する指 定書	奈良県文化財指定書(第一号様式)
二 条例第三十三条第一項の規定による現状 変更等の届出	現状変更等届(第十七号様式)
三 条例第三十四条において準用する条例第 六条第三項の規定による管理責任者の選任 又は解任の届出	管理責任者選任(解任)届(第 二号様式)

<p>四 条例第三十四条において準用する条例第七 七条第一項の規定による所有者の変更の届 出</p>	<p>所有者変更届（第三号様式）</p>
<p>五 条例第三十四条において準用する条例第 七条第二項の規定による所有者又は管理責 任者の氏名等の変更の届出</p>	<p>所有者（管理責任者）氏名等変 更届（第四号様式）</p>
<p>六 条例第三十四条において準用する条例第 十一条の規定による滅失、毀損等の届出</p>	<p>滅失・毀損等届（第五号様式）</p>
<p>七 条例第三十四条において準用する条例第 十二条の規定による所在の場所の変更の届 出</p>	<p>所在場所変更届（第六号様式）</p>
<p>八 第十三条の規定による県指定有形民俗文 化財の指定の申出</p>	<p>県指定有形民俗文化財指定申出 書（第十八号様式）</p>
<p>九 第十三条の規定による県指定無形民俗文 化財の指定の申出</p>	<p>県指定無形民俗文化財指定申出 書（第十九号様式）</p>

第五章 県指定史跡名勝天然記念物

（指定の申出）

第十七条 条例第三十八条第一項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の指定を受けようとする者は、知事に申し出ることができる。

（現状変更等の終了の届出）

第十八条 条例第四十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、速やかに、知事に届け出なければならない。

（維持の措置の範囲）

第十九条 条例第四十五条第二項の維持の措置の範囲は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 県指定史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するものであること。

二 県指定史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をとるものであること。

三 県指定史跡名勝天然記念物の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するものであること。

（復旧の終了の届出）

第二十条 条例第四十六条において準用する条例第十九条第一項の規定により届出を行った者は、当該届出に係る復旧が終了したときは、速やかに、知事に届け出なければならない。

（復旧の届出を要しない場合）

第二十一条 条例第四十六条において準用する条例第十九条第一項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 条例第四十五条第一項の規定による許可を受けて復旧を行う場合

二 条例第四十六条において準用する条例第十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行う場合

三 条例第四十六条において準用する条例第十六条第二項の規定による勧告を受けて復旧を行う場合

（県指定史跡名勝天然記念物に関する書類の様式）

第二十二条 県指定史跡名勝天然記念物について、条例又はこの規則に定める次の表の上欄に掲げる届出等は、それぞれ同表の下欄に掲げる書類によるものとする。

一 条例第四十条第二項において準用する条例第六条第三項の規定による管理責任者の選任又は解任の届出	管理責任者選任（解任）届（第二号様式）
--	---------------------

<p>二 条例第四十四条の規定による土地の所在等の異動の届出</p>	<p>土地の所在等異動届（第二十号様式）</p>
<p>三 条例第四十五条第一項の規定による現状変更等の許可の申請</p>	<p>現状変更等許可申請書（第二十一号様式）</p>
<p>四 条例第四十六条において準用する条例第七十一条の規定による所有者の変更の届出</p>	<p>所有者変更届（第三号様式）</p>
<p>五 条例第四十六条において準用する条例第七十二条の規定による所有者又は管理責任者の氏名等の変更の届出</p>	<p>所有者（管理責任者）氏名等変更届（第四号様式）</p>
<p>六 条例第四十六条において準用する条例第七十一条の規定による滅失、毀損等の届出</p>	<p>滅失・毀損等届（第五号様式）</p>
<p>七 条例第四十六条において準用する条例第七十九条第一項の規定による復旧の届出</p>	<p>修理（復旧）届（第八号様式）</p>
<p>八 条例第四十六条において準用する条例第二十三条第二項に規定する身分を証明する証票</p>	<p>身分証明書（第九号様式）</p>
<p>九 第十七条の規定による県指定史跡名勝天然記念物の指定の届出</p>	<p>県指定史跡名勝天然記念物指定届出書（第二十二号様式）</p>
<p>十 第十八条の規定による現状変更等の終了の届出</p>	<p>現状変更等終了届（第十一号様式）</p>

十一 第二十条の規定による復旧の終了の届出	修理（復旧）終了届（第十二号様式）
-----------------------	-------------------

第六章 県選定保存技術

（選定の申出）

第二十三条 条例第四十七条第一項の規定による県選定保存技術の選定を受けようとする者は、知事に申し出ることができる。

（認定書の交付等）

第二十四条 条例第四十七条第二項又は同条第四項において準用する条例第二十五条第五項の規定により保持者又は保存団体を認定したときは、当該県選定保存技術の保持者又は保存団体に認定書を交付するものとする。

2 県選定保存技術の保持者又は保存団体の代表者であった者は、条例第四十八条第三項において準用する条例第二十六条第四項又は条例第四十八条第五項において準用する条例第二十六条第六項の規定による通知を受けたときは、速やかに、前項の認定書を知事に返付しなければならない。

（保持者に関し届出を要する場合）

第二十五条 条例第四十九条において準用する条例第二十七条の規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 保持者が芸名、雅号等を変更したこと。
- 二 保持者について、その保持する県選定保存技術の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたこと。

（県選定保存技術に関する書類の様式）

第二十六条 県選定保存技術について、条例又はこの規則に定める次の表の上欄に掲げる届出等は、それぞれ同表の下欄に掲げる書類によるものとする。

一 条例第四十九条において準用する条例第二十七条の規定による保持者の氏名等の変更の届出	保持者氏名変更等届（第十三号様式）
二 条例第四十九条において準用する条例第	保持団体（保存団体）名称等変

<p>二十七条の規定による保存団体の名称等の変更の届出</p>	<p>更届（第十四号様式）</p>
<p>三 第二十三条の規定による県選定保存技術の選定の申出</p>	<p>県選定保存技術選定申出書（第二十三号様式）</p>
<p>四 第二十四条第一項の規定により交付する認定書</p>	<p>認定書（第十六号様式）</p>

第七章 雑則

（台帳）

第二十七条 知事は、県指定有形文化財、県指定無形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定無形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物及び県選定保存技術について、必要な事項を記載した台帳を備えるものとする。

（その他）

第二十八条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

第1号様式（第8条、第16条関係）

(表)

記号番号 奈良県文化財指定書	割印	名称 員数	右を奈良県指定（有形文化財、有形民俗文化財） に指定する 年 月 日 奈良県知事 印
-----------------------	----	--------------	---

(裏)

備考 一 所有者変更届、所有者（管理責任者）氏名等変更届（所有者の氏名等の変更の場合に限ります。）又は所在場所変更届を提出するときは、この指定書を添付してください。 二 指定が解除されたときは、この指定書を奈良県知事に返付してください。 三 所有者が変更したときは、この指定書を新所有者に引き渡してください。		所有者の氏名又は名称	所有者の住所	所在の場所	変更の年月日	所有者の氏名又は名称	所有者の住所	所在の場所	交付又は再交付の年月日
---	--	------------	--------	-------	--------	------------	--------	-------	-------------

第4号様式（第8条、第16条、第22条関係）

所有者（管理責任者）氏名等変更届

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

.....
電話.....
.....
.....
.....

県指定（有形文化財、有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物）の所有者（管理責任者）の氏名（名称、住所）を変更したので、奈良県文化財保護条例第7条第2項（同条例第34条及び第46条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

名称及び員数	
指定年月日及び指定書の記号番号	年 月 日
所在の場所	
変更前の氏名又は名称及び住所	
変更後の氏名又は名称及び住所	
変更の年月日	年 月 日
変更の理由	
その他参考となる事項	

添付書類 県指定有形文化財又は県指定有形民俗文化財の所有者の氏名若しくは名称又は住所の変更の場合は、指定書

注 書類は、正本及び副本各1通を提出してください。

第6号様式（第8条、第16条関係）

所在場所変更届

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話 -----

県指定（有形文化財、有形民俗文化財）の所在の場所を変更しようとする（変更した）ので、奈良県文化財保護条例第12条（同条例第34条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

名称及び員数	
指定年月日及び指定書の記号番号	年 月 日
所有者の氏名又は名称及び住所	
管理責任者（管理団体）の氏名又は名称及び住所	
変更前の所在の場所	
変更後の所在の場所	
変更の年月日	年 月 日
変更の理由	
変更前の所在の場所に 戻す予定の場合は、その旨及び時期	
その他参考となる事項	

添付書類 指定書

注 書類は、正本及び副本各1通を提出してください。

第7号様式（第8条関係）

現状変更等許可申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話 -----

県指定有形文化財の現状変更等をしようとするので、奈良県文化財保護条例第18条第1項の規定により、次のとおり申請します。

名称及び員数	
指定年月日及び指定書の記号番号	年 月 日
所在の場所	
所有者の氏名又は名称及び住所	
管理責任者（管理団体）の氏名又は名称及び住所	
現状変更等を必要とする理由	
現状変更等の内容及び方法	
現状変更等のために所在の場所を変更する場合は、変更後の所在の場所	
現状変更等の着手及び終了の予定時期	
現状変更等の施行者の氏名又は名称及び住所	
その他参考となる事項	

- 添付書類
- 1 現状変更等に係る設計仕様書及び設計図
 - 2 現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図
 - 3 申請者が所有者以外の者である場合は、所有者の承諾書

注 書類は、正本及び副本各1通を提出してください。

第9号様式（第8条、第22条関係）

（表）

第 号
身分証明書
所 属
職 名
氏 名
上記の者は、奈良県文化財保護条例第23条第2項（同条例第46条において準用する場合を含む。）の規定による立入調査をする職員であることを証する。
年 月 日発行
奈良県知事 印

（裏）

奈良県文化財保護条例（抜粋）
第23条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお県指定有形文化財に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する場所に立ち入つてその現状又は管理若しくは修理の状況につき実地調査をさせることができる。
一 県指定有形文化財に関し現状変更又は保存に影響を及ぼす行為につき許可の申請があつたとき。
二 県指定有形文化財が毀損しているとき又はその現状若しくは所在の場所につき変更があつたとき。
三 県指定有形文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
四 特別の事情により改めて県指定有形文化財としての価値を鑑査する必要があるとき。
2 前項の規定により立ち入り、調査する場合においては、当該調査に当たる者は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。
（準用規定）
第46条 第7条、第11条、第15条から第17条まで、第19条、第22条、第23条並びに第24条第1項及び第3項の規定は、県指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第12号様式（第8条、第22条関係）

修理（復旧）終了届

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話

県指定（有形文化財、史跡、名勝、天然記念物）の修理（復旧）を終了したので、奈良県文化財保護条例施行規則第6条又は第20条の規定により、届け出ます。

名称及び員数	
修理（復旧）の内容	
修理（復旧）の届出年 月日	年 月 日
修理（復旧）の終了年 月日	年 月 日
その他参考となる事項	

添付書類 修理（復旧）の結果を示す写真又は見取図

注 書類は、正本及び副本各1通を提出してください。

第13号様式（第12条、第26条関係）

保持者氏名変更等届

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話 -----[㊞]

県指定無形文化財（県選定保存技術）の保持者について、氏名（芸名、雅号、住所）の変更、死亡又は心身の故障が生じたので、奈良県文化財保護条例第27条（同条例第49条において準用する場合を含む。）の規定により、届け出ます。

名称	
認定年月日及び認定書の記号番号	年 月 日
氏名等の変更の場合	変更前の氏名（芸名、雅号、住所）
	変更後の氏名（芸名、雅号、住所）
死亡の場合	死亡した保持者の氏名及び住所
心身の故障の場合	心身の故障が生じた保持者の氏名、住所及び故障の程度
氏名等の変更、死亡又は心身の故障が生じた年月日	年 月 日
その他参考となる事項	

添付書類 認定書（死亡又は心身の故障による届出の場合は除きます。）

注 書類は、正本及び副本各1通を提出してください。

(表)

記号番号	認 定 書	割 印	生年月日又は設立年月日 (芸名、雅号等) 様(殿)
あなた(貴団体)を奈良県指定無形文化財(奈良 県選定保存技術)の保持者(保持団体、保存団体) に認定する			
年 月 日			
奈良県知事 印			

(裏)

備考 一 保持者氏名変更等届(死亡又は心身の故障による届出の場合は除きます。)又は保持団体(保存団体)名称等変更届(構成員の異動による届出の場合は除きます。)を提出するときは、この認定書を添付してください。 二 認定が解除されたときは、この認定書を奈良県知事に返付してください。	氏名又は名称 保持者の住所又は保持 団体(保存団体)の所 在地	変更の年月日	保持者の住所又は保持団体(保存団体)の所在地 交付又は再交付の年月日
---	--	--------	---

第17号様式 (第16条関係)

現状変更等届

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話 -----^印

県指定有形民俗文化財の現状変更等をしたいので、奈良県文化財保護条例第33条第1項の規定により、届け出ます。

名称及び員数	
指定年月日及び指定書の記号番号	年 月 日
所在の場所	
所有者の氏名又は名称及び住所	
管理責任者の氏名又は名称及び住所	
現状変更等を必要とする理由	
現状変更等の内容及び方法	
現状変更等のために所在の場所を変更する場合は、変更後の所在の場所	
現状変更等の着手及び終了の予定時期	
現状変更等の施行者の氏名又は名称及び住所	
その他参考となる事項	

- 添付書類
- 1 現状変更等に係る設計仕様書及び設計図
 - 2 現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図
 - 3 届出者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

注 書類は、正本及び副本各1通を提出してください。

第18号様式（第16条関係）

県指定有形民俗文化財指定申出書

年 月 日

奈良県知事 殿

申出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話 -----^印

県指定有形民俗文化財の指定を受けたいので、奈良県文化財保護条例施行規則第13条の規定により、次のとおり申し出ます。

名称及び員数	
所在の場所	
所有者の氏名又は名称及び住所	
占有者の氏名又は名称及び住所	
品質、形状、構造等	
製作の年代又は時代	
由来及び沿革	
その他参考となる事項	

- 添付書類 1 有形民俗文化財の現況を示す写真
2 有形民俗文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意書

注 書類は、正本及び副本各1通を提出してください。

